



# 県単農地有効利用支援整備事業

島根県では、平成 22 年度から「**県単農地有効利用支援整備事業**」制度を設け、耕作放棄地の未然防止に向けた取り組みを支援しています。

この事業は、現在農地として利用または保全されている土地の耕作放棄を未然に防止し、将来にわたって農地として有効に活用出来るよう、簡易なほ場整備・施設の補修などを支援するものです。



「**農業用水の確保・排水不良の解消・営農機械の導入に必要な道路の整備**」など、営農活動の妨げとなっている原因を解消するための整備が行えます。

## ● 本事業で支援が受けられるものの例



営農活動における支障を解消  
(農道の整備)



排水不良の改善



鳥獣被害の防止

※ 詳細は裏面をご覧ください

## ● 事業の制度

- 事業内容 : 受益面積の合計が1地区あたり 5ha 未満のものに対して支援することが出来ます。ただし、事業の実施にあたっては、各市町村長に耕作放棄地となる恐れのある農地として認定をしてもらう必要があります。
- 事業主体 : 市町村、土地改良区
- 補助率 : 50%

## ● 事業のメニュー

事業種類	事業の内容
① 農業用排水施設	農業用排水路施設の新設、廃止または変更。 安全施設の整備。
② 暗渠排水	暗渠排水の新設または変更。(吸水管の有無は問いません)
③ 客土	客土および畑地の層厚調整など。
④ 区画整理	農用地の区画形質の変更。 (畦畔除去などの簡易な圃場整備を含む)
⑤ 土壌改良	酸性土壌改良資材、りん酸資材および有機質資材の投入など。
⑥ 鳥獣侵入防止施設	農用地への野生鳥獣の侵入防止のために必要な鳥獣侵入防止施設 の新設、廃止または変更。
⑦ 農用地の改良 または保全	①～⑥以外の農用地の改良または保全のために必要な事業。
⑧ 営農用水施設	共同利用にかかる営農用水施設および飲雑用水施設の新設または 変更。
⑨ 農道	農業機械の運行、農産物の運搬等に利用する農道の整備。
⑩ 特認	県知事が必要と認めるもの。 (上記①から⑨と関連があるもの)

### ◆ 事業に関するお問い合わせ先

島根県農林水産部 農地整備課 水利グループ

住所 〒690-8501 島根県松江市殿町 1 番地

TEL 0852-22-6536 FAX 0852-22-6035